

令和7年1月

お客様各位

越前たけふ農業協同組合

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

平素より当組合・JAバンクをご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手の全面的な電子化につきましては、政府の方針・要請のもと、産業界・金融業界が一体となって進めているところであります。これらの社会的要請や各金融機関の取組みも踏まえ、JAバンクにおきまして、下記のとおり対応することとなりました。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申しあげますとともに、この機会にインターネットバンキング等の電子的決済手段の活用をご検討くださいますようお願い申しあげます。

記

1 対応開始日 令和7年4月1日（火）

2 対応内容

（1）手形・小切手の取立の受付停止

令和9年4月1日（木）以降を期日とする手形・小切手について、取立の受付を停止します。該当の手形・小切手の取立を希望されるお客様は、令和7年3月31日（月）までに当組合にお持ち込みくださいますようお願い申しあげます。

（2）当座貯金口座の口座開設の受付停止

開始日以降は、決済用普通貯金等をご利用ください。

なお、当座貯金口座を開設済のお客様は、引き続きご利用可能です。

（3）開設済の当座貯金口座からの出金方法の拡充

すでに開設済の当座貯金口座につきまして、払戻請求書および通帳による出金を可能といたします。通帳発行をご希望されるお客様は窓口にてお申し付けください。なお、小切手での出金も引き続き可能です。

以上

#	カテゴリ	よくあるご質問	回答
1	全般	手形・小切手がなくなるのは不便であり、継続してもらいたい	2026年度までの手形・小切手の全面電子化(電子的決済への移行)は政府要請に基づき、金融界、産業界が一丸となって進めている取組みであることをご理解ください。また、これを機に電子決済のご利用もご検討ください。
2	取立停止	2027年4月1日以後の取立停止の対象はなにか	約束手形、為替手形、小切手
3	取立停止	JAでの取立停止前に取立受付してもらった2027年4月1日以後を期日とする手形等は取り立てもらえるのか	JAにて取立を行ったうえで、お客様の口座に取立資金を入金します。
4	当座貯金口座開設停止	当座貯金口座を開設したいと考えているがどうすればよいか	2025年4月以降は当座貯金口座は開設できません。普通貯金口座などをご利用ください。なお、普通貯金(決済用)は当座貯金口座同様、農水産業協同組合貯金保険制度の全額保護対象となります。
5	当座貯金口座開設停止	既に当座貯金口座を開設しているが、口座が利用できなくなるのか	既に当座貯金口座を開設済のお客様は引き続きご利用いただけます。
6	当座貯金口座開設停止	既に当座貯金口座を開設しているが、手形・小切手振出しができなくなるのか	既に当座貯金口座を開設済のお客様は手形・小切手も継続してご利用いただけます。ただし、2027年4月1日以後を期日とする手形等の取立受付はできませんので、ご注意ください。また、これを機に電子決済のご利用もご検討ください。
7	当座貯金口座からの出金	既に当座貯金口座を開設しているが、小切手での出金ができなくなるのか	既に当座貯金口座を開設済のお客様は引き続き出金時に小切手をご利用いただけます。なお、払戻請求書と通帳での出金も可能になります。
8	当座貯金口座からの出金	既に当座貯金口座を開設しているが、通帳発行をしていない場合、払戻請求書と通帳での出金はできないのか	通帳を発行していないお客様は、小切手での出金となります。払戻請求書と通帳による出金をご希望のお客様は、通帳発行をご検討ください。なお、通帳発行に切り替えた場合、リーフ、当座勘定照合表は送付されませんのでご注意ください。
9	当座貯金口座からの出金	他行では通帳がなくても当座預金口座から出金ができるが、なぜJAバンクではできないのか	他行様のご判断はわかりかねます。 JAバンクといたしましては、お客様の予期せぬ出金等を防止し、安心安全にご利用いただくために本人確認の一環として通帳も必須としていますのでご理解ください。 また、電子決済のご利用もご検討ください。
10	貸出	当座貸越は利用できなくなるのか	当座貸越は引き続き利用いただけます。 既に当座貯金口座を開設し、貸越口座として当座貯金口座を設定いただいているお客様は継続して当座貯金口座を貸越口座としてご利用いただけます。 当座貯金口座を開設しておらず、新規で当座貸越をご利用いただくお客様は、当座貯金口座以外（普通貯金口座等）を貸越口座としてご利用ください。
11	貸出	手形貸付は利用できなくなるのか	手形貸付は引き続き利用いただけます。
12	貸出	手形割引はできなくなるのか	手形割引は引き続き利用いただけます。ただし、2027年4月以後を期日とする手形等の割引はできませんのでご注意ください。
13	貸出	商業手形担保貸付は利用できなくなるのか	商業手形担保貸付は引き続き利用いただけます。ただし、2027年4月以後を期日とする手形等は担保受入できませんのでご注意ください。

企業経営者・経理担当者の皆さん

政府は、手形・小切手の利用廃止を決定しています。

でんさい・
振込など

電子的決済サービスに 移行しましよう！

2026年まで



政府は、2026年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しております。金融界は、2026年までに紙の手形・小切手から電子的決済サービス^(※)への移行を強力に推進しています。紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい)またはインターネットバンキングによる振込

電子化のメリット

印紙税や取引先への郵送料等が不要

どこでも利用でき、煩雑な事務負荷を軽減

盗難・紛失の心配がなく、災害にも強い

コスト



事務負荷



リスク



詳細は取引先金融機関にご相談ください。



動画で分かる
全面的電子化への取組み

詳しくはこちら



電子的決済サービスをご利用いただくと

支払企業

コスト削減



取引先への郵送料がかかりません。手形の電子化を図ると、印紙代の削減になります。

事務負荷軽減



手形・小切手の振出作業や郵送作業など、支払に関する面倒な事務負荷が軽減されます。

リスク低減



現物がないため、紛失や盗難の心配がなく、災害にも強いです。

受取企業

コスト削減



領収書が不要になり、印紙代の削減になります。また、郵送料がかかりません。

事務負荷軽減



領収書の作成、手形の保管・管理、取立依頼事務などは不要です。

リスク低減



現物がないため、紛失や盗難の心配がなく、取立忘れもなくなります。

資金繰りの円滑化



支払期日に自動入金されます。また、電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能です。

さらに



場所を選ばず利用可能

非対面・非接触での決済取引が可能で、取引先・金融機関・郵便局等に行く必要がありません。

電子的決済サービスの導入までの流れ(支払利用の場合)

STEP
1

検討・体験デモ

コストメリットの試算や、会計システム、支払手続変更の要否などを確認します。金融機関が提供している体験デモもご活用ください。



STEP
2

取引金融機関へご相談

取引金融機関にご相談ください。専門スタッフを派遣するなどのサービスを提供する金融機関もあります。ITに不慣れな方は、導入をサポートしてもらうこともできます。



STEP
3

導入

取引金融機関への申込、社内の事務手続や管理手順の見直しなどを行い、導入の準備は完了です。



STEP
4

取引先企業へのご案内

取引先企業に電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認すれば、利用開始です。

